

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事 池田 豊人 殿



協議者 住 所 香川県高松市春日町 217 番 3
 氏 名 株式会社ヤマダホームズ中国四国支社 四国支店
 支社長 鎌田 哲郎
 電話番号 087-843-8998

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		令和元年 11 月 15 日 元廃対第 49286 号		
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後	
循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	津田企業株式会社 代表取締役 安富 心	同左	
	住所又は所在地	香川県さぬき市津田町津田 2880 番地 34	同左	
	事業場の所在地	香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎谷乙 293 番地 1	香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎谷 293 番 1、1721 番、1729 番、1741 番 3、1742 番 1、1743 番 1	
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
県内搬入計画の変更の内容	一般的名称	建設廃材	同左	
	種 類	①コンクリートくず②木くず	①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤金属くず⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑦がれき類	
	性 状	固形状	固形状	
	1年当たりの最大搬入量	① 100 t/年 ②100 t/年	①10 t ②10 t ③40 t ④10 t ⑤10 t ⑥50 t ⑦50 t	
	排出事業場	名 称	(株) ヤマダホームズ香川支社の各建設現場	(株) ヤマダホームズ中国四国支社四国支店の各建設現場
		所 在 地	徳島県内各地	同左
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	(株) ヤマダホームズ香川支社の徳島県内の各建設現場より発生したコンクリートくず、木くずをコンテナを使用して津田企業(株)の循環利用施設まで運搬を行う。	(株) ヤマダホームズ中国四国支社四国支店の徳島県内の各建設現場より発生した建設廃棄物①～⑦をコンテナを使用して津田企業(株)の循環利用施設まで運搬を行う。

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由	県外で発生した産業廃棄物の種類を変更するもの		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者 住 所 香川県高松市福岡町2丁目1番地26
 RNC総合展示場セトラ高松 第二展示場2階
 氏 名 株式会社アイ工務店 四国支社
 支社長 増田 恭央
 電話番号 087-802-1435

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の 変更協議結果通知書の交付 年月日及び番号		令和3年6月14日 3廃対第19825号		
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後	
循環 事業 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	津田企業株式会社 代表取締役 安富 心	同左	
	住所又は所在地	香川県さぬき市津田町津田 2880 番地 34	同左	
	事業場の所在地	香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎 谷乙 293 番地 1	香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎 谷 293 番 1、1721 番、1729 番、 1741 番 3、1742 番 1、1743 番 1	
	規則第2条第2項又は 第6条第2項の規定に よる循環事業者の協議 の有無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
県内 搬入 計画 の変 更の 内容	一般的名称	建設廃材	同左	
	種 類	①コンクリートくず②木くず	①廃プラスチック類②紙くず③木 くず④繊維くず⑤金属くず⑥ガラ スくず、コンクリートくず及び陶 磁器くず⑦がれき類	
	性 状	固形状	固形状	
	1年当たりの最大 搬入量	① 50 t/年 ②50 t/年	①30 t ②30 t ③60 t ④10 t ⑤20 t ⑥50 t ⑦50 t	
	排 出 事業場	名 称	(株) アイ工務店 四国支社の各 建設現場	同左
		所 在 地	徳島県内各地	同左
		当該排出 事業場に 係る事業 及び排出 工程の概 要	(株) アイ工務店 四国支社の徳 島県内の各建設現場より発生した コンクリートくず、木くずをコン テナを使用して津田企業(株)の循 環利用施設まで運搬を行う。	(株) アイ工務店 四国支社の徳 島県内の各建設現場より発生した 建設廃棄物①～⑦をコンテナを使 用して津田企業(株)の循環利用施 設まで運搬を行う。

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由	県外で発生した産業廃棄物の種類を変更するもの		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者 住所 香川県高松市福岡町4丁目28番30号
氏名 株式会社小竹組
代表取締役 小竹 和夫
電話番号 087-851-9096

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		令和3年10月21日 3廃対第19825-2号		
変更事項		変更前	変更後	
循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	津田企業株式会社 代表取締役 安富 心	同左	
	住所又は所在地	香川県さぬき市津田町津田 2880番地 34	同左	
	事業場の所在地	香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎谷乙 293 番地 1	香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎谷 293 番 1、1721 番、1729 番、1741 番 3、1742 番 1、1743 番 1	
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
県内搬入計画の変更の内容	一般的な名称	建設廃材	同左	
	種類	①コンクリートくず②木くず	①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤金属くず⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑦がれき類	
	性状	固形状	固形状	
	1年当たりの最大搬入量	① 50 t/年 ②50 t/年	① 10 t②10 t③30 t④5 t⑤10 t⑥50 t⑦50 t	
	排出事業場	名称	(株) 小竹組の各建設現場	同左
		所在地	徳島県内各地	同左
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		(株) 小竹組の徳島県内の各建設現場より発生したコンクリートくず、木くずをコンテナを使用して津田企業(株)の循環利用施設まで運搬を行う。	(株) 小竹組の徳島県内の各建設現場より発生した建設廃棄物①～⑦をコンテナを使用して津田企業(株)の循環利用施設まで運搬を行う。	

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由	県外で発生した産業廃棄物の種類を変更するもの		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者 住所 滋賀県蒲生郡竜王町山之上 3433
 氏名 株式会社 木の家専門店 谷口工務店
 代表取締役 谷口 弘和
 電話番号 0748-43-1128

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の 変更協議結果通知書の交付 年月日及び番号		令和4年7月29日 4廃対第224547-2号		
変更事項		変更前	変更後	
循環事業者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	津田企業株式会社 代表取締役 安富 心	同左	
	住所又は所在地	香川県さぬき市津田町津田 2880 番地 34	同左	
	事業場の所在地	香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎 谷乙 293 番地 1	香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎 谷 293 番 1、1721 番、1729 番、 1741 番 3、1742 番 1、1743 番 1	
規則第2条第2項又は 第6条第2項の規定に よる循環事業者の協議 の有無		有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
県内搬入計画の変更の内容	一般的な名称	建設廃材	同左	
	種類	①コンクリートくず②木くず	①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤金属くず⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑦がれき類	
	性状	固形状	固形状	
	1年当たりの最大搬入量	①20 t/年 ②20 t/年	①5 t ②5 t ③5 t ④1 t ⑤2 t ⑥5 t ⑦5 t	
	排出事業場	名称	株式会社 木の家専門店 谷口工務店の各建設現場	同左
		所在地	徳島県内各地	同左
		当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要	(株) 木の家専門店 谷口工務店の徳島県内の各建設現場より発生したコンクリートくず、木くずをコンテナを使用して津田企業(株)の循環利用施設まで運搬を行う。	(株) 木の家専門店 谷口工務店の徳島県内の各建設現場より発生した建設廃棄物①～⑦をコンテナを使用して津田企業(株)の循環利用施設まで運搬を行う。

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由	県外で発生した産業廃棄物の種類を変更するもの		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事 池田 豊人 殿



協議者 住 所 香川県高松市田町 11 番地 5 セントラル田町ビル 5F
 氏 名 住友林業ホームテック株式会社 高松支店
 支店長 宮本 直季
 電話番号 087-812-2560

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		平成 22 年 10 月 1 日 22 廃対第 27446 号		
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後	
循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	津田企業株式会社 代表取締役 安富 心	同左	
	住所又は所在地	香川県さぬき市津田町津田 2880 番地 34	同左	
	事業場の所在地	香川県さぬき市津田町津田 2 5 7 1 番地 1 0 7, 2 1 0	香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎谷 293 番 1、1721 番、1729 番、1741 番 3、1742 番 1、1743 番 1	
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
県内搬入計画の変更の内容	一般的な名称	建設廃材	同左	
	種 類	木くず	①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤金属くず⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑦がれき類	
	性 状	固形状	固形状	
	1年当たりの最大搬入量	200 t/年	①30 t ②30 t ③50 t ④20 t ⑤20 t ⑥100 t ⑦100 t	
	排出事業場	名 称	住友林業ホームテック(株)高松支店の各建設現場	同左
		所 在 地	徳島県内各地	同左
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	住友林業ホームテック(株)高松支店徳島県内の各建設現場より発生したコンクリートくず、木くずをコンテナを使用して津田企業(株)の循環利用施設まで運搬を行う。	住友林業ホームテック(株)高松支店の徳島県内の各建設現場より発生した建設廃棄物①～⑦をコンテナを使用して津田企業(株)の循環利用施設まで運搬を行う。

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input type="checkbox"/> 無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由	県外で発生した産業廃棄物の種類を変更するもの		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。